

# 熊谷直実の出家に関する一考察

## — 問注所の移転をめぐって —

森内優子

はじめに

源平の争乱期から鎌倉幕府の草創期にわたって活躍した熊谷直実（法名蓮生）は、武蔵国熊谷郷（現在の埼玉県熊谷市）を本貫地とした武蔵武士である。<sup>①</sup> 鎌倉幕府が編さんした史書『吾妻鏡』や源平の争乱を描いた軍記物語『平家物語』に記された直実の足跡は、江戸時代以降に読み物や歌舞伎など演劇・文学の作品として再構成された。そのため、直実の知名度は高く、地元熊谷市のみならず、埼玉県内の「郷土を代表する人物」の一人に選ばれることも多い。<sup>②</sup> しかしそれは同時に、今日の私たちが描く直実像が、多分に演劇や文学作品からの影響を強く受けたものであることも意味する。<sup>③</sup> 熊谷直実に限らず、約八百年余もの時間の壁を隔てた武蔵武士たちへのアプローチはいずれも困難を極めるが、そのなかでも特に直実は、演劇等の世界から発信された情報のインパクトの強さゆえに、その実像が陰に隠れがちであるように思うのである。

そこで本稿では、平成十八年度、熊谷市内において二度にわたり直実をテーマとした講演をさせていただく機会に恵まれたことをきっかけ

として、これまでに確認されている史料を読み直すことにより、広く知られた直実のイメージを再検討し、多少なりとも直実の真実の姿に近づくことを試みる。そしてとりわけ、鎌倉幕府の訴訟機関である問注所の移転問題と絡め、頼朝存命中の初期鎌倉幕府における裁判制度とのかかわりという視点から、直実の出家の動機と時期を再考してみたい。

### 一 直実に関する史料について

直実を研究しようとするとき、家伝文書「熊谷家文書」と「吾妻鏡」<sup>④</sup>は欠かすことができない。本稿もこれらを再検証することによって論を進めていくが、はじめに直実に関する史料の特徴を確認しておきたい。

まず家伝文書「熊谷家文書」で特徴的なのは、出家前の俗人熊谷直実としての文書が含まれていないということである。最も古い年紀をもつのは、建久二年三月一日付の真家宛熊谷直実讓状であるが、次を示すとおり、すでに法名蓮生の署名が認められる。

(端裏書)

「くまかやの四郎二ゆつり了」

譲与 先祖相伝所領老処

在 武蔵国大里郡内熊谷郷内

四至 東限源三郎東路 南限雨奴末南里際

西限村岳境大道 北限苔田境ヲ源次之前ノ路へ

此外為真之壁内ヲ加、

田式拾町佐谷田ノ境ニ付テ

「さねいゑ」

右件所領、依為子息家真朝臣限永年

所譲与実也、於代々證文者嫡男直家朝臣

為連券故、相副手次文書所譲渡也、但子

孫之中不善者出来、寄権門勢家成他

領者停背兄弟骨肉之儀隨器可知行

也、仍為向後證文勒狀、以解

建久貳年參月一日

地頭僧蓮生(花押)

嫡子平直家(花押)  
次男同実景(花押)

従つて、直実の幕府御家人としての活躍を「熊谷家文書」から知ることができないということになる。

一方、鎌倉幕府の史書『吾妻鏡』には、幕府御家人熊谷直実の活動が記されている。しかし、編年体の短文で綴るといふ形式のためか、非常に断片的な内容である感が否めない。しかも、後述するように直実は、文治三年(一一八七)八月四日に流鏑馬の的立役を拒否したことによつて処分され、以後建久三年(一一九二)十一月二十五日の記事までの約五年間、『吾妻鏡』の記事に全く登場しないため、その間は空白となっている。

この他には、軍記物語『平家物語』がある。これまでの研究で、『平家物語』の内容に多くの『吾妻鏡』との類似点があることが指摘されているが、それはどちらの成立にも「手書(てかき)」と呼ばれる従軍記録者が著した合戦の記録がベースとして用いられている可能性が高い<sup>5)</sup>ためと考えられている。このように、『平家物語』は単なる物語ではなく、源平の争乱期を考えるうえで貴重な情報を提供していると考えられることのできるのであるが、一方で諸本によつて内容に大きな違いがあることや、大幅な脚色を加えられている可能性を差し引いて考えなければならぬことはいうまでもない。さらに、「清涼寺文書」に蓮生(直実)と師である法然房源空とのやりとりを伝える書状が伝えられているほか、国宝『法然上人絵伝』巻二十七(知恩院所蔵)などには往生の様子などが描かれているが、いずれも断片的でほとんどが出家後のものであり、御家人時代を知る手がかりにはならない。

こうしてみると、直実の具体像は、『吾妻鏡』が伝える御家人時代の足跡に、『熊谷家文書』や『清涼寺文書』等が伝える出家後の直実とその一族の動静を補充することによって描いていかなければならぬことがわかる。しかも、複数の史料が同じ時期の出来事を記録している部分にさえ内容に相違があり、何が正しいのかを判断しながら読み取っていかなければならないという点も、直実像の理解を難しくしている一因といえるであろう。

史料ごとの相違点といえば、直実の往生の年齢や往生の地が微妙に違っていることはよく知られているが、本稿では、『吾妻鏡』と『熊谷家文書』における直実の出家の時期の相違に注目していくこととする。「熊谷家文書」の直実讓状には法名蓮生の署名があり、建久二年三月一日時点ですでに出家していたと考えられると前述した。しかし『吾妻鏡』では、建久三年十一月二十五日の裁判敗訴をきっかけに出家したと記されており、出家の時期は、明らかに一年半以上ずれているのである。ところが、近年では相違点が検討されることもなく、ともすると相違点があることさえ指摘・認識されないうちに、「直実は建久三年に出家した」とみなされ、そのように情報が流布されている感があるといっても過言ではない。<sup>7)</sup>

このような中、平成十七年に東京大学史料編纂所の林讓氏が、「熊谷家文書」の直実讓状は直実の真筆であるとする論文を発表された。<sup>8)</sup> 林氏は、「熊谷家文書」の直実讓状をはじめとする直実関連の文書の筆跡や花押を丹念に調査・検討されたうえで『吾妻鏡』の問題点を指

摘され、これまで問題ありとみられてきた直実讓状が、直実の自筆文書であるとの見解を発表された。こうして林氏が改めて一石を投じられたことにより、『吾妻鏡』の記事に基づく「建久三年出家説」を再考し、これまで看過されてきたきらいのある直実讓状を見直す必要性がでてきたのである。

ではなぜ、『吾妻鏡』による建久三年説が通説とされてきたのだろうか。これについても林氏が前述の論文中で簡潔に説明されている。すなわち、東京大学史料編纂所がまとめた『大日本史料』および『大日本古文書』が、直実讓状を「コノ文書、原本ヲ檢スルニ、当時ノモノニアラズ、但、鎌倉時代ヲ降ラザル時ノモノナルベシ」と判断し、<sup>9)</sup> 建久三年十一月二十五日断髮説を明記したことによるところが大きいという。尤も、こうした『大日本史料』『大日本古文書』の見解については、後に清涼寺所蔵の直実自筆置文・夢記が発見されたことを踏まえて、昭和四十一年に赤松俊秀氏が指摘・批判されている。<sup>10)</sup> しかし、結果的に赤松氏の声よりも『大日本史料』『大日本古文書』の影響力が大きく、それは現在も続いているといわざるを得ない。林氏はこうした経緯を前提として、取って東京大学史料編纂所紀要において再考の必要性を提起されたのである。<sup>11)</sup>

周知のとおり『吾妻鏡』そのものについては、その成立過程や記事の内容について、これまでにも種々の問題点が指摘されている。<sup>12)</sup> 林氏も前述の論文において、

(一) 直実と頼朝の流鏑馬的立役をめぐる確執の記事(文治三年八

月四日条)

(二) 直実が裁判を中座して出奔した記事(建久三年十一月二十五日条)

(三) 直実の裁判途中放棄の一件をきっかけに長く御所での裁判が停止していたこと、改めて問注所が新築されたことを伝える記事

(正治元年四月一日条)

(四) 直実の往生を伝える記事(承元二年九月三日・十月二十一日条)などを中心に史料批判を加えられている。そして、『吾妻鏡』がその編さん過程において他の史料を引用した際の、いわゆる「切り貼り」のミスによつて、直実の出家の時期が異なつてしまつた可能性を示唆された。

しかし筆者は、前述の林論文をはじめとする先行研究を踏まえつつ改めて直実に関連する史料を読み直した結果、「切り貼り」のような単純な手違いではなく、意図的な情報操作の可能性があるのではないかとの考えに至つた。そしてそれは、『吾妻鏡』が、建久三年におきた直実と久下直光の裁判を単なる直実個人の裁判としてだけではなく、「その後の鎌倉幕府の裁判制度に大きな影響を与えた事件」として扱っていることに関係するので、以後、その視点から考えていくこととする。

## 二 出家の動機について

鎌倉幕府の御家人であつた熊谷直実は、法然房源空を師と仰いで出

家し、蓮生と称したとされている。出家の「時期」については、直実讓状と『吾妻鏡』で一年半の相違があると述べたが、出家の「動機」にも、二つの説が知られている。まず、これについて考えてみることにしたい。

一つは、『平家物語』に記されているもので、一の谷合戦において我が子と同世代の敵将・平敦盛を討つたことに強い無常観を感じ、現世を捨てる決心をしたというものである。この直実と敦盛の場面は、『平家物語』の中でも特に有名な名場面で、泣く泣く敦盛を討つ直実の脚色が加味されている可能性が高く、そのまま史実として扱うことは懸念される。そもそも、一の谷合戦において平敦盛が討たれたことは確かであつたとしても、それを討ち取つたのが果たして本当に直実であつたかを検証することは難しい。そしてなによりも、直実は一の谷合戦後すぐに出家せず、その後しばらく御家人として活躍しているため、敦盛の一件を出家の直接の動機とするのは、説得力に欠けると言わざるを得ない。ましてや、戦うことを生業とする武士が、我が子と同世代の若者を手にかけてことで、現世を捨てようと思いつめるものかという疑問も残る。しかし一方で、現時点において直実が敦盛を討つことが不可能な状況(例えば直実が一の谷合戦に参加していなかつたことが証明されるなど)が立証できる訳ではない。さらに、『平家物語』が言うところの「無常観」といった精神面への影響力については、検証すること自体が不可能であると同時に、そうした理屈

をこえたところに、この話の人氣の理由があるようにも思う。

もう一方の説は、『吾妻鏡』によるもので、出家の時期にはつきりと  
と言及している。建久三年（一一九二）十一月二十五日、伯父久下直  
光との境相論の御前裁判（頼朝の御前での裁判）に臨んだ直実は、自  
分が敗訴すると思ひ込み、裁判を途中放棄したうえ御所の西侍（13）で髻を  
切つて出奔、あげくに出家したとされている。敗訴と思ひ込んだ理由  
は、自分の弁論の出来が不十分であつたことに加え、將軍源頼朝の厚  
い信頼を得ていた梶原景時が、久下氏側に味方しているとの情報を信  
じたためという。この時の振る舞いによつて、直実は短気で直情径行  
型の性格であると言われることが多い。以下が、その記事である（以  
下『吾妻鏡』は、全て「新編増補国史大系本」に拠る）。

廿五日甲午、白雲飛散、午以後屬霽、早旦熊谷次郎直実與久下權  
守直光、於御前遂一決、是武藏國熊谷久下境相論事也、直実於武  
勇者、雖馳一人當千之名、至對決者、不足再往十之才、頗依貽御  
不審、將軍家度々有令尋問給事、于時直実申云、此事、梶原平三  
景時引級直光之間、兼日申入道理之由歟、仍今直実頻下問者也、  
御成敗之處、直光定可開眉、其上者、理運文書無要、稱不能左右、  
繹未終、卷調度文書等、投入御壺中起座、猶不堪忿怒、於西侍  
自取刀除髻、吐詞云、殿乃御侍倍利波登利波云々、則走出南門、不及  
歸私宅逐電、將軍家殊令驚給、或説、指西馳駕、若赴京都之方歟  
云々、則馳遣雜色等於相模、伊豆所々并管根走湯山等、遮直実

熊谷直実の出家に関する一考察（森内）

前途、可止遁世之儀之由、被仰遣于御家人及衆徒等之中云々、直  
光者、直実姨母夫也、就其好、直実先年為直光代官、令勤仕京  
都大番之時、武藏國傍輩等勤同役在洛、此間、各以人之代官、對  
直実現無礼、直実為散其鬱憤、屬于新中納言知盤、送多年畢、白  
地下一向閩東之折節、有石橋合戰、為平家方人、雖射源家、其後  
又仕于源家、於度々戰場抽勲功云々、而棄直光、列新黃門家人之  
條、為宿意之基、日来及境違乱云々、（後略）

そもそも、直実と久下直光の所領をめぐる争いは、これが初めてで  
はない。直実の本貫地熊谷郷と伯父久下直光の本貫地久下郷が隣接し  
ていることから、熊谷氏と久下氏は長年にわたつて相論を繰り返して  
きた。どちらに正義があるかは別として、直実は本領の熊谷郷までを  
も久下直光に押領されていた時期すらあつたのである。<sup>(14)</sup> そのたびに直  
実は、当時の武士の常として、所領を守るためまさに一所懸命に活動  
している。建久三年の裁判もそうした数年来の相論と一連のものであ  
つたと思われるのであるが、それが何故かこの時だけ、直実は自暴自  
棄になつて裁判を途中退席し、さらには髻を切つて出家するに至つた  
というのである。この裁判が「出家の動機」であるというためには、  
この裁判がそれまでの相論と大きく異なり、直実が敗訴によつて出家  
を覚悟せざるを得ないような重い意味をもつものであつたことが説明  
されなくてはならないであろう。ただ単に直実が短気だからという性  
格上の理由で片付けてしまうのは、あまりに乱暴である。では果たし

て本当にこの裁判は、直実にとってこれまでの他の相論と大きく異なる重いものだったのであろうか。

当時、幕府御家人の裁判は、鎌倉殿である頼朝の主導によって進められた。原告・被告双方があらかじめ書面で言い分を提出し、次いで頼朝の御前でそれを口頭により説明する。そしてそれらをもとに、頼朝が裁決を下すという手順であったと考えられている。<sup>(16)</sup>この頃すでに、裁判を司る役所「問注所」が御所内に開設されていたと『吾妻鏡』は記しているが、<sup>(17)</sup>その成立時期や組織の独立性は疑問視されており、またたとえ形式的に成立していたとしても、公文所や侍所といった他の役所と同様に組織としてはかなり未熟なものであり、且つ役所同士の業務内容が渾然一体としていた部分があった可能性が指摘されている。<sup>(18)</sup>つまり、当時の幕府はまだ完全な組織としての体を為しておらず、幕府政治全体が、超法規的なルールブックとしての鎌倉殿頼朝の意向に大きく左右されるものだったと考えられる。そして当然のことながら、裁判制度もこの例外ではなかったであろう。そのような裁判において、いかに頼朝に好印象を与え、自らの主張に共感してもらえかが勝訴の決め手となったと思われるが、「梶原景時が久下直光に肩入れしている」と不満を訴え、裁判自体を自ら放棄するという直実の振る舞いは、全く逆行した行為といわざるを得ない。『吾妻鏡』の文脈から判断するかぎり、直実は自らの敗訴が決定的と考えて「緯未だ終らざる」にもかかわらず裁判を放棄したのであって、敗訴という判決を言い渡されて自暴自棄になった訳ではない。万が一、何らかの事情に

よって本当に久下氏の勝訴が確定的だったのだとしても、過去に何度も繰り返されてきた久下氏との相論のうちの一回に敗訴することが、出家・出奔しなければならぬほど深刻な問題であったのかは理解に苦しむところである。それよりも、裁判の途中放棄という鎌倉殿や御所(幕府)に対する非礼によって熊谷家の立場を貶める可能性や、さらにはそのため処分されるかもしれないというリスクを想定しなかったであろうか。

確かにこの裁判に問注所執事ではなく侍所執事であった梶原景時が関わっていることは一見不自然なように思えるが、前述のように幕府組織がまだ混沌としていたこの時期には、梶原景時に限らず、問注所専任の役人以外の有力御家人が裁判に参画している例があることも明らかにされており、<sup>(19)</sup>梶原景時は単に問注所執事の役目を補うために列席していたと考えるべきであろう。特別な意図をもって久下直光に加担するためにわざわざ列席したとは考えにくく、また不公平に関与したことが立証できるわけではない。梶原景時が裁判に参画していたことに対する直実の不満を正当なものとするためには、明らかに梶原景時と久下直光が結びついていたり、<sup>(20)</sup>それが裏付けられなければならないが、管見の限りにおいて、『吾妻鏡』をはじめいずれの史料からも確認することはできないのである。この数年後、梶原景時は御家人等の弾劾にあつて失脚するが、そのイメージをもって今回の直実の裁判に対する不満を梶原景時に結び付けるのはナンセンスである。むしろこの直実の記事は、景時弾劾への伏線として記された可能性を考えてもよい

のではないだろうか。<sup>(21)</sup>

加えてもう一つ、裁判放棄という直実の冷静さを欠いた行動に疑念を抱かせる理由がある。この裁判の五年前、直実は、頼朝が鎌倉入り後初めて鶴岡八幡宮の放生会を主催した際、奉納する流鏑馬の的立役を拒否して所領を没収された。<sup>(22)</sup>するとこれ以降、直実は幕府の諸行事に一切参列しなくなり、代わって嫡男直家が熊谷家の代表として重要な役割を担うようになるのである。このことは、武士にとって命がけで守るべき、一族の基盤である本領の没収という処分を受けたことが熊谷家全体にとつての大きな傷になり、同時に直実自身にとつても人生の転機となったことの表れなのではないかと思われる。そしてそのような苦い経験をもつ直実が、再び所領について軽率な振る舞いを行ったということに強い違和感を覚えるのである。

直実と入れ替わるかのような息子直家の活躍は、直実が、所領を没収されたときを境に、御家人としての第一線から実質的に引退していた可能性を想起させるが、かといって、直実が熊谷家当主を引退したことを裏付ける材料があるわけではない。さらに、『平家物語』にあるように直家が平敦盛と同年代であったとすると、敦盛が十七歳とされていることから考えて、直家はこの時弱冠二十歳になるかならないかであったことになるので、<sup>(24)</sup>表向きは引き続き直実が当主であったと考えるのが妥当と思われる。おそらく直実は、実質的な奉公を全て直家に譲り、その成長を見守りながら形式的に当主を務め、名実ともに直家に家督を譲って隠居するタイミングをはかっていたのではないか

と考えられるのである。

いずれにしても、裁判をまっとうせず頼朝に逆らうような直実の行動は、熊谷家当主の振る舞いとして腑に落ちない。そもそも、頼朝の前でそれほどまでの憤りを露わにせずいられたかつたということ自体が、不自然ではないだろうか。

そこで次に、この裁判の後日談ともいえる記事をみてみたい。これは、幕府の裁判を司る役所「問注所」の独立に関する記事であるが、そこからは、幕府もしくは『吾妻鏡』編集者の、直実に対する意識がうかがうことができると思われる。

### 三 問注所の独立と直実

武士の都・鎌倉を築き、頼家・実朝という二人の男児にも恵まれて順風満帆にみえた鎌倉殿源頼朝の人生は、正治元年（一一九九）正月十三日、突然幕を閉じる。周知のとおり、『吾妻鏡』はちょうどこの時期の記事を欠いているのであるが、後日の記事によれば、死因は不慮の落馬事故であったという。<sup>(25)</sup>ほどなくして嫡男頼家が跡を継承し、表面上幕府の経営に動揺はなかったが、早くも頼家の將軍就任から約二ヶ月半後の同年四月、幕府の組織に大きな変化が見られる。まず四月一日、それまで御所（大倉幕府）内部に置かれていた問注所の独立・別置が決定し、独立庁舎が建設された。<sup>(26)</sup>このことについて『吾妻鏡』は、以下のとおり、久下直光との裁判にあたっての直実の振る舞いのために、御所での裁判ができなくなり、それが問注所を独立させるき

っかけになつたと書いている。

一日壬戌、被建問注所於郭外、以大夫属入道善信、為執事今日始有其沙汰、是故將軍御時、管中点一所被召、決訴論人之間、諸人群集成、鼓騷現無礼之条、頗為狼藉之基於他所可行此儀歟之由、内々有評議之處、熊谷与久下境相論事対決之日、直実於西侍除髮之後、永被停止御所中之儀、以善信家為其所、今又被新造別郭云々、

そしてさらに同月十二日には、以下のとおり、裁判が將軍頼家の専決から、十三名の有力者たちによる合議が反映される方式へと変更され、將軍の権限が大幅に削減された。<sup>(27)</sup>

十二日天酉。諸訴論事。羽林直令決断給之条。可令停止之、於向後大少事、北条殿、同四郎主、并兵庫頭広元朝臣、大夫属入道善信、掃部頭親能在京、三浦介義澄、八田右衛門尉知家、和田左衛門尉義盛、比企右衛門尉能員、藤九郎入道蓮西、足立左衛門尉遠元、梶原平三景時、民部大夫行政等加談合、可令計成敗、其外之輩無左右不可執申訴訟事之旨被定之、云々

前掲の『吾妻鏡』正治元年四月一日条を意訳すれば、「大勢の人が御所に集まって騒がしく、乱暴で無礼な振る舞いがあり、別の場所ので裁判をするべきかと内々に相談していたところ、直実が久下氏との裁

判の日に御所の西侍で髻を切つたため、それ以降、永く御所での裁判を中止し、(問注所長官である)三善康信宅で裁判を行っていたが、この度新しく(問注所の独立庁舎を)造ることになった」となるであ

ろう。すなわち、直実の裁判における振る舞いが、將軍親裁であつたそれまでの裁判体制を一変させる直接のきっかけとなつたのである。この記事だけでは、なぜ直実の裁判を最後に御所で裁判が行えなくなつたのかについての説明が十分ではないが、強いて気になる点を指摘するならば、神聖を保ち將軍への敬意を表すべき御所内で、当時の成人男子に必須とされた烏帽子を外して髻を露わにし、さらにその髻を自ら断ち切つた直実の行為が、將軍や幕府全体に対する非礼にあつた可能性はある。こうしたことを含む直実の振る舞い全てが、「幕府の裁判」そのものに対する侮辱行為とみなされ、その穢れによつて結果的に御所内での裁判が中止された可能性は大いに考えられるであろう。ただ、それならば直実にしかるべき処分が下されるべきと思われるが、出奔した直実に対して向けられたのは、追手ではなく翻意を促すために派遣された頼朝のブレンの政僧・専光房良暹であつたという。<sup>(28)</sup>そして、その後も直実が処罰された形跡が全くないのは、非常に不可解なことである。

問注所独立と裁判制度の変革という二つの記事を合わせ読むと、奥歯に物が挟まったような違和感が残る。直実がなぜ裁判を放棄して出奔したのか、またそれが本当に御所での裁判を中止しなければならぬほどの大事件とみなされたのかについて疑念が湧くのである。前述



の『吾妻鏡』の記事は、大勢の人がわきまえずに騒ぐため、直実の裁判以前から問注所の移転を検討していたかのような口ぶりであるが、それにしても、問注所の独立庁舎建設が実現するまでにあまりにも時間がかかりすぎている。かねてより必要性が検討されていたのであるならば、なぜ直実の裁判直後に、問注所の専用庁舎建設が計画されず、しかも御所で裁判ができなくなつてから専用庁舎が建設されるまでに六年以上もかかってしまったのであろうか。あるいは、なぜ六年も経ってから改めて独立庁舎を建設したのであろうか。

この疑問を解く答えは、ひとつしかない。鎌倉殿頼朝が、問注所を御所から移すことに反対だったのであろう。つまり、『吾妻鏡』がいうところの「別の場所で行つたほうがよいのではないか」と評議していた人々の中に、おそらく頼朝が入つていなかったのである。有力御家人たちは、直実の裁判よりも以前から、御所から問注所を切り離せないものかと考え始めていた。その理由は、もちろん群衆が騒いだためではなく、将軍にあらゆる権限が集中している状況を変えたかつたからに他ならない。しかし、ルールブックたる肝心の頼朝は、将軍親裁による裁判を継続し、後継の将軍にもその権限を継承していくつもりであつた。そのため、有力御家人たちも、頼朝の生前は全く手が出すことができなかったのである。

頼朝が亡くなつてわずか三ヶ月後に問注所が独立し、将軍の手から裁判権が大きく殺がれたことが、なによりそれを証明しているであろう。しかし御家人たちは、幕府の公式記録である『吾妻鏡』上におい

て、あくまで頼朝の築いた幕府の忠実な継承者でなければならなかつた。そのため、幕府の主要機関である問注所が、あたかも頼朝の死を待ちわびていたかのような形で御所内から独立移転することになつたことに對する言い訳が必要だったのである。そしてその言い訳（移転理由）は、当然のことながらできるだけ彼らと関わりのないものであることが望ましかつたであらう。このような事情から必要とされた「問注所移転の大義名分」が、直実によるあの裁判放棄・出奔騒動だつたと思われるのである。

前述のとおり、熊谷氏と久下氏は長く所領をめぐる相論を続けてきた。そしてそれは直実、直光両当主の死後も続けられていく<sup>(29)</sup>。当然その間には、建久三年の記事のように頼朝の御前で対決したこともあつたであらう。一方、建久年間に直実が出家し世俗を捨てていくことは、他の史料からも裏付けられた事実である<sup>(30)</sup>。しかし、出家のきっかけが建久三年の裁判に絶望したためでなければならぬ理由はない。『吾妻鏡』には、裁判から出家にいたるまでの経緯が非常に具体的に記されているが、何年も話題にのぼらなくなつていた直実が、この記事で唐突に再登場するのであり、またその記事の詳細さは不自然なほどである。いづれにしても、この裁判における直実の振る舞いが、後の幕府の体制に大きく影響を与えたと書かれていることから考えて、この記事が『吾妻鏡』の編者よつて意識的に挿入されたものであることは間違いないであらう。

ここまで、出家の動機を問注所との移転問題と絡めて考えてきた。

そしてその結果、直実と久下氏の裁判には不可解な点が多いこと、直実の出家の動機が久下氏との裁判でなくてはならない必然性がないこと、そして仮に直実の出家のきっかけがその裁判だったとしても、それが建久三年十一月二十五日に行なわれたものでなくてはならないわけではないことを確認した。

それでは、直実はいつ出家したのであるうか。次に、その時期について考えたい。

#### 四 出家の時期について

これまでに何度も述べたとおり、『吾妻鏡』と「熊谷家文書」の直実譲状のいずれを根拠とするかによつて、直実の出家の時期は一年半以上変わってしまう。それなりに確かな出自をもつ二つの史料に、明らかに異なる年月日が記されてしまったのはどういう訳であろうか。

もしもこれがただ単に、直実個人の出家の時期を探るだけならば、出家した事実が動かない限り、わずか一年半程度の違いは大した問題ではないのかもしれない。しかし、直実の出家の記事には、前述のような幕府内部の政治的な思惑が隠されている可能性がある。そして直実はその思惑を隠すための口実に利用され、さらに後世の私たちはそのようにして創り上げられた話を、直実の生き様だと思ひ込んできたのかもしれないのである。つまり、直実の出家の時期をめぐる問題の検討は、熊谷直実という人物の真の姿に近づくために不可欠な作業だといえるであろう。

ではまず、文治元年から建久三年における幕府のうごきと政策から、当時直実が置かれていた状況を考え、出家にふさわしい時期を模索してみることにする。

源頼朝は、文治元年（一一八五）に治承・寿永の乱に勝利して平氏を滅ぼし、名実ともに武家の棟梁に君臨すると、幕府内の秩序や体制づくりを注いだ。まず文治元年十月に、父義朝の供養として鎌倉に大寺院・勝長寿院を建立し、<sup>31</sup>その二年後には、鶴岡八幡宮の放生会を初めて主催した。<sup>32</sup>そしてその翌年以降も、八幡宮の大般若経供養や塔供養を盛大に行い、名実ともに鎌倉殿として政治と宗教を掌握したことを広く誇示している。<sup>33</sup>またこの頃までに、侍所・公文所・問注所といった幕府の諸機関も整備されたといわれている。<sup>34</sup>

文治五年に奥州藤原氏を討つと、その翌年の建久元年（一一九〇）には上洛を果たし、右大将家の称号を得た。<sup>35</sup>頼朝はこの称号を、わずか十日で朝廷に返上したが、以後、好んで「前右大将家」と名乗ったことはよく知られている。

また、建久二年一月十五日の政所吉書始では、御家人がもつそれまでの所領給与・安堵にかかる御判または奉書の文書を返還させ、代わりに家司が連署する政所下文（「前右大将家政所下」の文言で始まる文書）を発給して所領を安堵し直すことにする、と宣言した。<sup>36</sup>これには、それまでの頼朝個人の花押によつて所領を安堵するという、いわば頼朝と御家人の一对一の結びつきを、政所という幕府の一機関が発給する文書による結びつきに替えることで、幕府を、頼朝個人に頼らない

「組織」として確立させようという意図があったのだと考えられている。

そして建久三年七月十二日、頼朝が念願の征夷大將軍に任ぜられると、政所下文も「前右大將家政所下文」から「將軍家政所下文」へと変わり、再び文書の更改が行われた。<sup>(37)</sup>これについては、建久三年八月に千葉常胤が従来どおりの頼朝の花押を据えた文書でなくては将来の証拠能力に不安があるとして、頼朝の花押を据えた下文を発給するよう願ひ出て叶えられたとある。<sup>(38)</sup>また同年九月十二日付で、小山朝政は寿永二年（一一八三）の勲功によって常陸国村田下庄を賜っており、『吾妻鏡』では將軍家政所下文のみが発給されたかのように記録されているが、<sup>(39)</sup>同日付での地頭職補任にあつては、將軍家政所下文に加え、頼朝が小山朝政の求めに応じて発給した袖判下文が現存している<sup>(40)</sup>ので、小山朝政も千葉常胤と同様に、將軍家の花押を据えた下文の発給を求めたことがわかる。おそらくは、この二人のみならず、こうした要望が広く御家人から出されたものであろう。

この、將軍家政所下文への更改に対し異議を唱えた千葉・小山両氏は、建久二年の前右大將家政所下文への更改の際には異議を唱えた形跡がない。また、現存する建久三年七月以前の政所下文が極めて少ないことなどから、建久二年時の前右大將家政所下文への更改が行われた可能性を、懐疑的に見る意見もある。<sup>(41)</sup>確かに、現存する文書の少なさからその施行を疑うのは自然な見方であるが、果たして全く否定してしまふことができるであろうか。

御家人にとって、所領の安堵状の形式が、それまでの頼朝個人の花押を据えた袖判下文から、役所名で発給される前右大將家政所下文に変更されることは非常に重大な出来事であつたと思われ、その意味や目的、自分たちにとつてのメリット・デメリットを理解・認識するのにそれなりの時間を要したとしても不思議ではないであろう。ところが、それからわずか一年半後には、さらに「前右大將家政所下文」を「將軍家政所下文」へ更改するとの発表が出されているのである。つまり、建久三年七月以前の前右大將家政所下文がほとんど現存していないことの理由のひとつとして、幕府の方針は確かに発表されたものの、事の重大さに比べて、理解や対応のために与えられた時間があまりにも短かつたため、現場での袖判下文から前右大將家政所下文への更改がスムーズに進まないうちに、次なる將軍家政所下文への更改に移ってしまった可能性が考えられないであろうか。現実的な実行性はともかく、幕府が理念として建久二年に「前右大將家政所下文」を用いるという方針をうち出したこと自体を否定できるだけの根拠は見当たらないように思うのである。

一方、直実の立場に戻つて考えてみると、建久二年一月十五日に幕府から新方針が発表されたことによつて、直実を含めた御家人たちは、改めて「前右大將家政所下文」によつて安堵し直してもらうための準備を迫られたことであろう。直実は、幕府から新方針が発表された約一ヶ月半後に、あの「熊谷家文書」に伝えられた讓状を認めている。直実が文書の更改を現状のまま申請すれば、新しく発給される政所下

文は、当然直実宛となる。しかし、前述のとおり直実はこのときすでに幕府御家人としての第一線の活動から身を退いており、奉公は嫡男直家が務めていた。直実は、できることなら実質的に隠居した自分宛てではなく、息子たち名義で所領が安堵されることを期待したのではないだろうか。そしてそのための前提条件として、まず自身が出家して当主を退き、さらに譲状を作成して所領分与を明らかにしたのではないかと思われるのである。

いうまでもなく譲状とは、土地や家屋などの財産の権利が移転した事実を証明し、権力(ここでは鎌倉幕府)に承認してもらうために作成される文書である。平時に作成されることもあるが、単に将来に備えてというよりは、老衰や重病などの理由で譲渡の必要性を意識したときに作られることが多い。もちろん、今日の遺言同様その効力が発生するのは原則として譲渡者の死後であり、生前に書き直された場合には新しい日付のものが有効とされた。<sup>(42)</sup>直実は、この譲状の日付から、さらに十七年余も生存している。従って一般的に考えれば、今日伝えられたこの直実譲状がただちに有効とはならなかったと思われるが、出家して僧・蓮生になることで世俗からの引退を明らかにし、この譲状を携えて安堵を申請することによって、子・真家あてに政所下文が発給されるよう求めたのではないだろうか。現存する直実の譲状はこの一通のみであるが、実際には、嫡男直家をはじめ他の子ども宛ての譲状も作成されたものであろう。

このように直実は、幕府が所領安堵の文書の形式を改めて発給し直

すという方針を発表したことを期に正式な引退を決意し、それから一ヶ月半の間に子どもたちへの所領の配分を決め、出家して蓮生と名乗ったものと思われる。従って出家の時期は、幕府の方針が出された建久二年の正月月中旬(十五日)から譲状を認めた同年三月一日より前の約一ヶ月半の間であったと考えられ、直実譲状の年紀はなんら矛盾のない、むしろ当時の状況に適ったものといえるであろう。

ではなぜ、『吾妻鏡』は直実の裁判・出家を、建久三年の出来事だとしているのであろうか。次にこの点を、『吾妻鏡』が記す鎌倉大火の記事を通して考えてみたい。

##### 五 鎌倉の大火

源頼朝は、建久元年に上洛を果たし、翌二年には、政所下文による所領安堵・新恩給与を始め、同三年には念願の征夷大將軍に任命された。同六年には再度上洛し、東大寺の開眼供養会にも臨席している。このように、建久年間(一一九〇―一一九五)は、頼朝が鎌倉殿としての地位を確立した時期として評価されているが、頼朝が何よりも心血を注いだのは、都・鎌倉の建設であった。

『吾妻鏡』によれば、直実が息子真家宛ての譲状を認めた日の三日後にあたる建久二年三月四日夜半、鎌倉の中心部は大火に見舞われ、幕府及び有力御家人宅多数が炎上したという。<sup>(43)</sup>先行研究によれば、この火災による延焼地域は、鶴岡八幡宮・大倉幕府、段葛と平行して走る小町大路から比企ヶ谷、さらには大町大路と交差する辺りにまで及

んだのであるが、驚くべきことにこの火事は、頼朝を含む幕府中枢によつて企図された、いわゆる「手取早い平地造成」のための放火であった可能性が極めて高いという<sup>(44)</sup>。それを裏付けるかのように、この火事で焼け野原となった鎌倉の中心部には、頼朝の計画に基づいた理想の都市が造られた。そしてそれらがほぼ完成した翌年の七月十二日、頼朝は念願の征夷大將軍に就任し、さらに同年十一月二十日には平泉の栄華を模したといわれる永福寺を建立して、まさに絶頂期を迎えるのである。

『吾妻鏡』の記事に従えば、直実の裁判は、この永福寺が落成した五日後のことである。つまり、せっかく御所(幕府)をはじめとする新しい町並みが完成したのも束の間、すぐに直実のために問注所で裁判が行えなくなつてしまつたことになる。このように、あまりにも完成直後のことだつたため、すぐ独立庁舎を建設しようという運びになりにくく、しばらく建設を保留したというのが、『吾妻鏡』の言い分なのである。

もしも裁判が建久二年三月以前に行われていたのならば、裁判は大火の前の出来事なのであるから、大火後の再建工事は、直実の裁判で不都合が生じていた問注所を移転させる絶好の契機であつたことになる。にもかかわらず、再建時も御所内に問注所を設けたとあつては、「群集が騒いで無礼な振る舞いがあり、以前から問注所を移転させようと思つていた」という『吾妻鏡』自身の記述と大きく矛盾してしまふのである。

前述のとおり、なかなか問注所を独立させられなかつた本当の理由は、頼朝にその意思がなかつたためであろう。しかし、「頼朝にその意思がなかつたので」と『吾妻鏡』に明記してしまえば、問注所移転計画が、一部の御家人の恣意的な行動であつたことが明るみにでてしまふ。そのため、移転計画派たちは、頼朝との意見対立に触れることなく、問注所を移転するための理由を必要としていた。そうして持ち出されたのが、直実の「建久三年の裁判騒動」であつたのである。そして、以上の時間的辻褄をあわせるために、直実の裁判と出家は建久二年の大火およびそれから約半年以上をかけて行われた鎌倉の復興よりも後の出来事ではなくてはならなかつたのであり、讓状の時期では不都合だったのである。

いうまでもなく、問注所移転をめざす有力御家人たちの目的は、単に問注所を移転させることにあつたわけではない。頼朝の死を境に、幕府の実権を將軍から一部の御家人へ移譲させることにあつたのであり、問注所の移転によつて裁判制度を掌中に収めることはその第一歩であつた。直実は、そうした思惑を表面化させることなく実現していくための口実に使われた可能性が高いのである。

#### 六 まとめにかえて

熊谷直実の出家の時期について、問注所の移転・独立とあわせて考へてきた。これまで述べてきたことを今一度整理しておく、次のようになる。

(二) 熊谷直実の出家の時期については、「熊谷家文書」の讓状による建久二年三月以前説と、『吾妻鏡』にある建久三年十一月の裁判放棄をきっかけとする説がある。これまでは『吾妻鏡』説が支持され、讓状には問題があるとされてきたが、林讓氏が讓状を直実の真筆と評価され、再考の余地が生まれた。

(二) 『吾妻鏡』によれば、直実は文治三年に処分されたことを機に幕府の行事から姿を消し、入れ替わるように嫡男直家の活躍が確認される。そして直実は、約五年ぶりに『吾妻鏡』建久三年十一月二十五日条の久下直光との裁判の記事に再登場するが、その記事には背景の説明や前後の脈絡が全くなく、唐突な感が否めない。

(三) 熊谷氏と久下氏の所領をめぐる争いは、直実の出家の動機になったとされる建久三年の裁判以前からあったことであり、またそれ以後も子孫の代まで続いている。従って建久三年の裁判のみが殊更に重大な意味をもっていたとは考えにくい。さらに、直実が頼朝の御前で感情を露わにし、巻物を投げ捨て御所内で髻を切つて出奔するなど、処分の対象になり兼ねない行動をとったとの内容は、一族の当主としてあまりに破天荒であり腑に落ちない。

(四) 『吾妻鏡』は、建久三年の直実の裁判における騒動が、のちに問注所が幕府内から独立し専用庁舎を建設するきっかけとなったとしている。

(五) 問注所は、頼朝の死後約三ヶ月以内に御所(幕府)内から独立し、裁判は將軍親裁から有力御家人による合議制に変革された。

(六) 頼朝は、建久二年、前右大将家政所下文によって一斉に御家人の所領を安堵しなおすと発表した。直実は出家し、息子たちに所領を譲り、息子たちへの安堵状発給を期待した。安堵状の更改という方針が出された建久二年は、直実にとって讓状を認め引退を決意する好機であったと思われ、「熊谷家文書」の讓状の年紀はまさにそれに適っている。

(七) 建久二年三月四日、鎌倉の中心部は、幕府の意図的な放火により炎上し、その跡地に新しい鎌倉が築かれていった。讓状が示す時期に直実が出家していたとすると、この大火前に久下直光との裁判が行われ、問注所独立の必要性がすでに生じていたことになる。にもかかわらず、実際には大火後の再建においても、問注所は幕府(御所)内に設けられていた。この矛盾を解消し、移転・独立の必要性を主張するためには、裁判が再建直後に行われたこととするのが『吾妻鏡』の編者にとっては好都合だったのである。すなわち、直実の裁判に絡む一連の騒動は、頼朝の意に反した合議制による裁判制度を実現するために、問注所を独立させる口実として挿入された記事である可能性が高い。

(八) 以上のことから、熊谷直実の出家は、「熊谷家文書」の讓状が示す地頭僧蓮生の署名を根拠として、建久二年三月一日以前のことで考える。そして『吾妻鏡』の建久三年十一月二十五日の裁判という記述は、林氏のいう「切り貼りによるミス」ではなく、問注所の独立と合議制を始めるための根拠(口実)として、意図的

に挿入されたものと思われる。

尤も実際に、久下氏との相論で御前裁判が行われた可能性は十分あり得ることであり、全てが創作ではないであろう。ただ、裁判放棄から出家にいたるまでの直実の態度・行動には、かなりの脚色を加えられているように思われ、今一度、直実の性格を「短氣」「直情径行型」と評することを再考するべきであると思われる。

最後に、直実が御家人という立場をはじめとするいわゆる俗世を捨てた心境について思うところを述べておきたい。直実が息子・直家に幕府への奉公の一切を任せるようになった頃の幕府は、まさに一大転換期を迎えようとしていたといっても過言ではない。文治元年から建久二年までの五年余の間に、頼朝は怒濤の勢いで幕府の体制を作り、その組織化を試みた。平氏や奥州藤原氏を滅ぼして武家の頂点に立つたとき以降、時代はまさに武から文の時代へと転換しつつあり、幕府には力だけでなく朝廷と涉り合える政治力と秩序を兼ね備えることが求められるようになっていたのである。このような新しい体制づくりの影には、京都から登用された大江広元や、二階堂行政など文書事務に精通した官僚の活躍があった。

一方、頼朝の父義朝に従って平治の乱を戦ったとされる直実は、まさに武をもって頼朝を支え幕府に仕えた、いわば対極の存在であった。このような直実が、大きく変貌を遂げようとしている幕府の中において、これまでどおりのやり方で生きてゆくことに限界や困難を感じた

としても不思議ではない。直実が息子真家に宛てた讓状を作成したのは、頼朝の指揮のもとで幕府が急成長し、それまでの武力集団からいわゆる政府へと変貌を遂げつつあった建久二年のことである。

文官たちが活躍し、朝廷との政治的外交的交渉に力を注ぐ時代がきた時、直実は自らの役割が終わったことを自覚したのではないだろうか。そしてそれが、形式的な出家にとどまらず、法然房源空に従って修行を積むという本格的な出家への道を選ばせたように思うのである。

「情に厚く、しかし短気で直情径行型な性格」は、演劇の主人公として、あるいは現代人好みのヒーローとしては非常に魅力的かもしれない。しかし、生身の武蔵武士としての直実を考えるには、なによりもまず地道に家と土地を命がけで守り、武芸一筋に頼朝を支えて生きた姿を感じとるべきである。そして直実の名譽挽回のためにも、『吾妻鏡』に記された裁判が始まる一連の騒動が、意図的に脚色され流布されたものである可能性が高いことを、我々は認識するべきだと思われるのである。

#### (註)

(1) 「熊谷系図」(『新編埼玉県史 別編4 年表・系図』所収)によれば、熊谷家は桓武天皇に始まる平国香の流れをくみ、直実の父直貞が初めて熊谷姓を名乗ったことに始まる。直実の母は、成木太夫久下権守の妹であったという。従って、本稿で取り上げる境相論の相手、久下直光は直

実の母方の伯父であり、直実は二、十二歳までの十年間、この伯父に養育されていたとされている。なお、熊谷家の族的結合に関する論稿に、高橋和弘「熊谷氏の族的結合の形成―熊谷直実の歴史的位置―」(立正大学北埼玉地域研究センター年報二十号)所収、一九九七年)がある。

(2) 平成二十年一月現在、埼玉県文化振興課が提供しているホームページ「埼玉ゆかりの偉人」(平成十九年度版)の「熊谷直実」の項(<http://www.pref.saitama.lg.jp/A02/BP00/jindatase/syosai102.htm>)や「中世武蔵人物列伝」(埼玉県立歴史資料館編、二〇〇六年)「熊谷直実」の項など。

(3) 『平家物語』にみえる、一の谷の合戦で泣く泣く平敦盛を討ち取ったのエピソードから、情に厚いといわれることがある。また、『吾妻鏡』の文治三年八月四日条で、頼朝に命じられた的立役を拒否して処分されたことや、建久三年十一月二十五日条の久下直光との裁判で自暴自棄になり出家したという話を根拠として、短気、直情径行型の性格などといわれることが多い。

(4) 「熊谷家文書」(熊谷家蔵・山口県立文書館寄託)は、直実が当主であった建久二年(一一九二)から江戸時代の元禄三年(一六九〇)までの、およそ五百年にわたる熊谷家の歩みを伝え、重要文化財に指定されている。

(5) 五味文彦「合戦記の方法」(『吾妻鏡の方法―事実と神話にみる中世―』所収、吉川弘文館発行、一九九〇年)

(6) 源空書状(清涼寺文書)、『新編埼玉県史 資料編5 中世―古文書1』(以下、埼玉という)二十一号文書。なお、この源空書状については、同じく直実に宛ての書状として知られている証空書状(清涼寺文書)と

ともに、斎木一馬氏の研究がある(清涼寺所蔵の源空書状について)、『高僧伝の研究』所収、山喜仏書林発行、一九七三年)。「清涼寺所蔵熊谷入道宛証空書状について」(『仏教史研究』七所収、一九七三年)

(7) 例えば、『国史大辞典』(吉川弘文館発行、一九八四年)や『吾妻鏡事典』(東京堂出版発行、二〇〇七年)、『埼玉人物事典』(埼玉県教育委員会発行、一九九八年)、『中世武蔵人物列伝』(埼玉県立歴史資料館編、二〇〇六年)の「熊谷直実」の項など。いずれも、『吾妻鏡』の記事に沿って記述されており、且つ直実讓状の年紀との関わりについては全く触れられていない。

また、やや古いが、昭和四十八年(一九七三)放送のNHK総合テレビ番組『日本史探訪』「熊谷直実」は、テレビという媒体ゆえの影響力があつたと思われる。ここでは作家の唐木順三氏が出演し、『吾妻鏡』をもとに直実を解説されたが、これはさらに『日本史探訪6』(角川書店発行、一九八四年)として広く販売された。その中で直実は、短気でまっすぐな性格の人物として紹介され、例えば、裁判をきかっけに髻を切ったことについて、「老境に入りかかった年齢で、激して髻を切り落とした」というようなことは、これは普通の人には考えられない非常識なことです。しかし、それは一面、いかにも直実らしい行動だと思えますね。」とのコメントが書かれている。

そうした中で、『日本歴史地名大系 埼玉県の地名』(平凡社発行、一九九三年)は讓状に言及している数少ない事例であり、「熊谷」の項では、「讓状が正文であれば直実の出家の時期が変わる」と記されている。

(8) 林讓「熊谷直実の出家と往生とに関する史料について―『吾妻鏡』史料批判の一事例―」(『東京大学史料編纂所紀要第十五号』所収、二〇〇五



年)。

(9) 『大日本古文書 熊谷家文書』第一号按文。

(10) 赤松俊秀「熊谷直実の上品上生往生立願について」(『続鎌倉仏教の研究』所収、一九六六年)

(11) 林氏は前掲論文中で、「以下は、必ずしも確証を得たとはいえない難い点があるが、本所の事業に端を発し、また本所の種々の編纂に関わることであるから、本所の研究紀要に執筆することが最適と判断し、敢えて未熟のままに執筆した次第である」と述べられている。

(12) 例えば、五味文彦「吾妻鏡の方法―事実と神話にみる中世―」(吉川弘文館発行、一九九〇年)、永井晋「鎌倉幕府の転換点 『吾妻鏡』を読みなおす」(NHKブックス904、日本放送出版協会発行、二〇〇〇年)、『国史大辞典』『吾妻鏡』の項など。

(13) 鎌倉御所の西方にあつたとされる施設。直実が髻を切つたとされる建久三年(一一九二)当時の様子は詳らかではないが、建久五年には、ここで北条義時嫡男金剛(のちの泰時)の元服式が行われている(『吾妻鏡』建久五年二月二日条)ことから考えて、それなりの重きを置かれた場所であつたと考えられる。

また、五味克夫氏は「鎌倉御家人の番役勤仕について(二)」(『史学雑誌』第六十三編第十号)で、『吾妻鏡』嘉禄元年十二月廿一日条に、「四代將軍頼経が京より下向する以前は、鎌倉御所の警護役である鎌倉大番役を勤仕する御家人は全て西侍に伺候していたが、頼経下向以後は東小侍に移り、西侍が無人状態となつていたため、嘉禄元年に改めて西侍と東小侍各々に当番を決めた」とあることから、承久の乱後鎌倉大番役が御家人役として整備されると、勤仕する御家人の詰所として侍所所轄の

西侍が使われたことを指摘されている。

(14) 『吾妻鏡』建久三年十一月廿五日条。

(15) 『吾妻鏡』寿永元年六月五日条。なお、ここにみえる頼朝下文は文言や形式から疑問視されている。

(16) ジェフリー・P・マス「鎌倉幕府初期の訴訟制度 ―問注所と政所を中心に―」(『古文書研究』第十二号所収、一九七八年)。また、工藤勝彦「鎌倉幕府初期の訴訟制度に関する一考察」(『史叢』三十五号、日本大学史学会編、一九八五年)では、「承久以前の訴訟制度を、訴訟処理方法から見ると、最初は訴人の提出した訴状と証文のみによって裁許を行い、論人から異議申し立てが行われたとき初めて慎重な裁許を行うというのが基本的な方法であつた」とされている。もしこうした形式が直実の裁判についても当てはまるならば、直実はこれに先立つて行われたと考えられる訴状と証文による審理に不服があつて申し立てを行い、御前裁判へとつた可能性を考慮に入れる必要もあるのかもしれない。

(17) 元暦元年十月廿日条。

(18) 前掲註(6)のジェフリー・P・マス氏及び工藤氏論文など。なお、元暦元年(一一八四)に問注所が開設という『吾妻鏡』の記事を疑問視する工藤氏に対し、五味文彦氏は、「当該期の文書史料に問注所の活動がうかがえないとするだけでは、やや無理な推測であろう」(五味文彦「鎌倉前期の幕府法廷」前掲註12五味氏著書所収)として、慎重な姿勢をとられている。

しかし、確かに問注所という組織の立ち上げまでを否定することは難しいとしても、平家と対峙していた時期における幕府の組織が未だ確立途上にあつたと考えるのは自然であり、当時の裁判が頼朝個人の意思が

強く反映されたものであった可能性や、他の組織と未分化であった可能性は十分考えられることと思われる。

- (19) 前掲註(16)によれば、梶原景時の関与「勝尾寺文書・文治四年九月六日「梶原景時下文」(鎌倉遺文)一、第三四三号文書」や北条義時の関与「東大寺要録・文治六年四月十七日「北条義時請文案」(鎌倉遺文)一、第四三六号文書」がある。いずれも文治年間のものではあるが、おそらくこの形態は頼朝存命中においては変わらず続けられたものと思われる。

- (20) 『吾妻鏡』 正治元年二月廿日条。

- (21) 梶原景時については、伊藤一美氏が「鎌倉御家人梶原景時の立場」(『金沢文庫研究』通巻第二八八号、一九九二年)で、これまでの『吾妻鏡』の記述に基づいた評価に対して再考を促す見方を発表されるなど、再評価される傾向にある。

- (22) 『吾妻鏡』 文治三年八月四日条。なお、このとき没収された直実の所領は鶴岡八幡宮に寄進され、これが以後長きにわたる領主・鶴岡八幡宮と地頭・熊谷氏との間での軋轢の発端となった。

- (23) 『吾妻鏡』によれば、文治四年六月八日に鶴岡八幡宮で行われた大般若経供養や、翌年六月八日の同八幡宮での塔供養に参列し、文治五年の奥州征伐に参加して、「本朝無双の勇士」と称えられている(七月廿五日条)。さらにその翌年建久元年の頼朝上洛では、先陣随兵二番として参列している(十一月七日条)。

- (24) 敦盛の年齢は『平家物語』巻第九「敦盛最期」(日本古典文学大系本)に拠る。また、直家の年齢について、「熊谷系図」(熊谷家蔵・「新編埼玉県史 別編4 年表・系図」)の「奥州立ノ御時、大将頼朝ノ御前ニテ名譽ノ事トモ吾妻鏡ニ委敷あひミへたり」は、『吾妻鏡』文治五年七月

廿五日条の、下野国古多橋駅において「本朝無双勇士」と称えられたことを指していると思われるが、系図ではこのとき二十三歳であったとしているので(建久年間の事と記されているが、改元前なので文治五年が正しいであろう)、直実が所領を没収された文治三年は二十一歳、一の谷合戦参戦時は、十八歳だったことになる。

- (25) 『吾妻鏡』 建暦二年二月廿八日条。

- (26) 『吾妻鏡』 正治元年四月一日条。

- (27) 『吾妻鏡』 正治元年四月十二日条。

- (28) 『吾妻鏡』 建久三年十二月廿九日条。

- (29) 『熊谷家文書』によれば、正安二年(一二三〇)八月十三日、熊谷直満は、西熊谷郷の境相論で久下光綱と和与したという。

- (30) 蓮生房誓願状(清涼寺文書・埼玉十九号文書)、證空書状(清涼寺文書・埼玉二十号文書)、源空書状(清涼寺文書・埼玉二十一号文書)など。

- (31) 『吾妻鏡』 文治元年十月廿四日条。

- (32) 『吾妻鏡』 文治三年八月四日条。

- (33) 大般若経供養は『吾妻鏡』文治四年六月八日条に、塔供養は『吾妻鏡』文治五年六月八日条にみえる。

- (34) 侍所は、治承四年(一一八〇)十一月『吾妻鏡』治承四年十一月十七日条、公文所は問注所と同じく元暦元年十月『吾妻鏡』元暦元年十月六日条とされている。

- (35) 『吾妻鏡』 建久元年十二月一日条。

- (36) 『吾妻鏡』 建久二年正月十五日条。

- (37) 『吾妻鏡』 建久三年八月五日条。

- (38) 『吾妻鏡』 建久三年八月五日条。

(39) 『吾妻鏡』 建久二年八月十二日条。

(40) 将軍家政所下文は、結城市山川光国氏所蔵。源頼朝袖判下文は、神奈川県立歴史博物館所蔵。

(41) 上横手雅敬「建久元年の歴史的意義」(『国史論集』赤松俊秀教授退官記念事業会編、一九七二年)

(42) 『概説古文書学 古代・中世編』第七 証書類 一、讓状・置文より勝俣鎮夫執筆担当「讓状」(日本歴史学会編、一九八三年)

(43) 『吾妻鏡』 建久二年三月四日条。

(44) 石井清文氏は、「建久二年三月鎌倉大火と源頼朝」(『政治経済史学』四三八・四三九合併号、政治経済史学会編、二〇〇三年)において、四日夜半、鎌倉で大火が発生し有力御家人宅も多数消失した(『吾妻鏡』建久二年三月四日条) ことについて、前日に広田次郎邦房なる人物が火災の発生を予言しており、その際に人々は予言を笑うばかりで火災を防ぐ手だてを講じていない(『吾妻鏡』建久二年三月三日条) うえ、予告どおり火災が発生したのちも、彼を放火犯として逮捕・取り調べた形跡がなく、さらに頼朝もスムーズに甘縄の安達藤九郎盛長郎に避難している(『吾妻鏡』建久二年三月四日条) ことなどから、頼朝も含めた幕府幹部による意図的な火災である可能性を指摘されている。